

# 社労士によるポイント解説「労働関係の法改正セミナー」

- ◆講師 特定社会保険労務士 柳生 英珠 氏
- ◆開催場所 大同生命ビル4階会議室 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1  
(事務局TEL 048-642-3121)
- ◆開催日時 令和2年9月11日(金) 午後1時30分~午後4時30分

## 【研修会の目的】

「同一労働同一賃金」の新ルールにより、同一企業内における正社員と非正規社員との間の待遇格差の解消が中小企業にも令和3年4月1日より求められます。近年、増えてきた上司や同僚などによるパワーハラスメントに対する企業・労働者の責務が法令で初めて規定されました。その他、労務管理に関する内容について解説を致します。

## 【研修会の内容】

<b>1. 同一労働同一賃金の新ルール</b> (パート・有期労働法、労働者派遣法改正 令和2年4月1日施行)
① 不合理な待遇差の解消(均等待遇、均衡待遇、ガイドライン) ② 事業主の説明義務 ③ 履行確保措置・裁判外紛争解決制度
<b>2. ハラスメント対策の強化</b> (労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法・育介法の改正 令和2年6月1日施行)
① パワハラ防止義務化 ② パワハラの定義(パワハラの類型と具体例) ③ ハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置 ④ 紛争解決援助制度・履行確保措置
<b>3. 賃金請求権の消滅時効の見直し(労働基準法改正 令和2年4月1日施行)</b>
① 賃金請求権の事項の見直し 2年から原則5年(当分の間は3年) ② 関連規定の見直し(帳簿の保存、付加金の支払い等)
<b>4. その他の主な法改正</b>
① 新型コロナウイルス関連の労務問題 ② 育児休業給付の位置づけの見直し ③ 被扶養者の要件の見直し

- ◆受講料 会員 無料 会員以外 1,000円 ◆定員 25名
- ◆申込方法 FAXでお申込ください。受講票をFAXでお送りいたします。

大宮法人会事務局宛

FAX 048-647-0570

「労働関係の法改正セミナー」受講申込書

申込日 月 日

住所	〒	TEL	
		FAX	
法人名		□会員 □会員以外 入会ご希望の方は事務局までご連絡ください。	
ふりがな			
氏名			

公益社団法人大宮法人会 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 Tel 048-642-3121 Fax 048-647-0570

※ご記入いただいた個人情報は、各種連絡・情報提供にのみ使用させていただきます。